

---

令和5年 第3回 芦屋町議会臨時会会議録 (第1日)

令和5年5月19日 (金曜日)

---

議事日程 (1)

令和5年5月19日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第33号 令和5年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)

第4 承認第1号 専決処分事項の承認について

第5 承認第2号 専決処分事項の承認について

第6 承認第3号 専決処分事項の承認について

第7 報告第1号 専決処分事項の報告について

第8 報告第2号 専決処分事項の報告について

---

【出席議員】 (12名)

1番	中西 智昭	2番	田中 太	3番	香田 一之	4番	長島 毅
5番	萩原 洋子	6番	本田 浩	7番	松岡 泉	8番	貝掛 俊之
9番	妹川 征男	10番	辻本 一夫	11番	川上 誠一	12番	内海 猛年

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代      書記 横田 和雄      書記 梶山 未彩

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭

企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	村尾正一
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	本郷宣昭
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ポートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

---

【 欠 席 職 員 】 (なし)

---

【 傍 聴 者 数 】 2名

---

○議長 内海 猛年君

皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、執行部より発言の申出がっておりますので、これを許可します。副町長。

○副町長 中西 新吾君

おはようございます。

5月8日の第2回臨時会で執行部の自己紹介を行いました。福祉課長が所用のため欠席しておりましたので、御紹介いたします。福祉課長の智田です。

○福祉課長 智田 寛俊君

福祉課長の智田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長 中西 新吾君

以上、紹介を終わらせていただきます。

.....  
午前10時00分開会

○議長 内海 猛年君

それでは、会議に入ります。

ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和5年第3回芦屋町議会臨時会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

.....  
----- . ----- . -----  
日程第1. 会期の決定について

○議長 内海 猛年君

まず日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----  
日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 内海 猛年君

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、2番、田中議員と10番、辻本議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

○議長 内海 猛年君

お諮りします。日程第3、議案第33号から日程第8、報告第2号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは補正予算議案でございます。

議案第33号の令和5年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億5,100万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を計上したほか、財政調整基金繰入金を増額計上するものでございます。歳出につきましては、国の施策として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る費用を計上したほか、町独自の支援策として、電気料金等支援給付金給付事業、高齢者・障がい者福祉施設等支援金交付事業、生活応援商品券発行事業に係る経費等を計上するものでございます。

次に承認議案でございます。

承認第1号の専決処分事項の承認につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業等の実施に伴う令和4年度芦屋町一般会計補正予算（専決第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

承認第2号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例等の一部を改正する条例の制定を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

承認第3号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、また、総務省及び厚生労働

省からの通知「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の取扱いについて」に基づき、国民健康保険税の減免を実施するため、芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第1号の専決処分事項の報告につきましては、住宅等の明渡し及び未払い住宅使用料等の支払いについて、既に裁判所の判決を得ている町営住宅の住宅使用料等滞納者に対し、当該住宅の退去費用の支払いを求める訴えの提起を行いました。つきましては地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第2号の専決処分事項の報告につきましては、住宅等の明渡し及び未払い住宅使用料等の支払いについて、既に示された裁判所の判決に基づき、債権を差し押さえた第三債務者に対し、差押え債権の支払いを求める訴えの提起を行いました。つきましては地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長 内海 猛年君**

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第3、議案第33号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 内海 猛年君**

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第4、承認第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 内海 猛年君**

ないようですから、承認第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第5、承認第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 内海 猛年君**

ないようですから、承認第2号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、承認第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、承認第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、報告第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第1号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、報告第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第33号から日程第6、承認第3号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時12分休憩

.....  
午前11時40分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

お諮りします。日程第3、議案第33号から日程第6、承認第3号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員会委員長 本田 浩君

報告第9号、令和5年5月19日、芦屋町議会議長、内海猛年殿、総務財政常任委員会委員長、本田浩。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号、議案第33号、議案名、令和5年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）、審査結果、満場一致、原案可決でございます。

続きまして、承認第1号、専決処分事項の承認について、満場一致、承認でございます。

承認第2号、専決処分事項の承認について、満場一致、承認でございます。

承認第3号、専決処分事項の承認について、満場一致、承認でございます。

以上です。

**○議長 内海 猛年君**

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

**○民生文教常任委員会委員長 萩原 洋子君**

報告第10号、芦屋町議会議長、内海猛年殿、民生文教常任委員会委員長、萩原洋子。

民生文教常任委員会審査結果報告について、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第33号、満場一致、原案可決。

承認第1号、満場一致、承認。

以上です。

**○議長 内海 猛年君**

以上で、報告が終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 内海 猛年君**

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 内海 猛年君**

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず、日程第3、議案第33号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第33号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第33号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、承認第1号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、承認第1号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

次に日程第5、承認第2号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、承認第2号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

次に日程第6、承認第3号についての討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

承認第3号、専決処分の承認について。

この専決処分は、芦屋町国民健康保険条例の一部を改正するものであり、実質的には2023年度の国民健康保険税を引き上げるものです。後期高齢者支援金分が20万円から22万円に2万円引き上げられ、基礎課税額（医療給付分）が65万円、介護納付分が17万円で、合わせれば最高限度額は104万円となり、過去最高額となっています。厚生労働省は、保険税の課税限度額の改定で「中間所得層に配慮した。」と言っていますが、中間所得層も含め、ほぼ全ての階層で保険料は上がっているのです。

平成26年度の課税限度額は81万円であったものが毎年のように引き上げられ、令和5年度は104万円になっています。来年度の国保運営協議会の保険税改定により、大幅に保険料が引き上げられると計画されています。コロナ禍と物価高が続く中、特に低所得者や非正規労働者、年金生活者という方が多いのに過去最大の上げ幅で、まさに命と健康の危機です。子育て世代も深刻です。

特に負担が多いのは、上がり続けている均等割です。均等割は生まれたばかりの赤ちゃんにもかかり、子供の数が多いほどその負担分も多くなる、いわば人頭税のようなものです。22年度からようやく未就学児までは半額となりましたが、小学生以上の軽減措置はありません。ゼロ歳～小学校6年生までの均等割の全額免除を全国町村会等は要望を上げていますが、国・県はやろうとしません。であるならば、住民に1番身近な町が行うべきです。

国保料が引き上げ続けられる原因に国保財源があります。かつて国は、国保財源に42%を投入していました。ところが1984年の法改正で国庫負担を大幅に削減し、さらに今回、広域化で法定外繰入れをなくそうとしているのです。これでは保険料が際限なく上がり、保険料の滞納者が増えることは必至であり、国民皆保険制度を維持することができません。広域化への議論の中で全国知事会は国に対し、協会けんぽ並みの保険料にするのに1兆円の公費負担をするよう国に求めましたが、国は3,400億円しか投入しませんでした。その後も全国知事会や全国市長会などは毎年の政府への要望で、国保の財源基盤を抜本的に強化するため定率国庫負担、公費負担の引上げを求め続けています。さらにコロナが2類から5類になり、コロナ減免が廃止されます。コロナだけではなく、収入が激減した場合への保険料軽減が住民の命を守るためには必要であり、対策を講じる必要があります。

この専決処分には軽減判定所得の見直しなど改善点はありますが、保険料の大幅値上げについて認めることはできません。よって、承認第3号の専決処分を承認することはできません。

#### ○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、承認第3号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

---

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和5年第3回芦屋町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時50分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員